

議 第 5 5 号

海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の  
制定について

海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 21 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する  
条例

新潟県柏崎市海岸保全区域占用料等徴収条例（平成 12 年条例第 3  
9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 砂利の項中「175 円」を「195 円」に改め、同表土砂  
の項中「135 円」を「150 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき土石採取料について適用し、同日前に納付すべき土石採取料については、なお従前の例による。



新潟県柏崎市海岸保全区域占用料等徴収条例(平成12年6月20日条例第39号)

改正後		改正前	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
土石採取料		土石採取料	
種類	単位	種類	単位
砂利	1立方メートル	砂利	1立方メートル
			175円
土砂	1立方メートル	土砂	1立方メートル
			135円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	